

平成28年度第3回函館市戸井地域審議会会議録	
開催日時	平成28年12月 1日 (木) 午後 2時00分～午後 2時45分
開催場所	函館市戸井支所 第3会議室
議 題	1 函館市戸井地域審議会の会長および副会長の選出について 2 地域振興全般に関する意見交換について
添付資料	資料1 函館市戸井地域審議会の会長および副会長の選出について
出席委員	◎松田 正志 委員 ○松永 清男 委員 加藤千州雄 委員 河江 誠司 委員 植野 範子 委員 吉田美保子 委員 杉野 陽一 委員 島本 浩伸 委員 室谷 久恵 委員 阿部 砂織 委員 泊澤真美子 委員 立石 祐子 委員 佐藤 真理 委員  (◎会長 ○副会長) (計13名)
欠席委員	南坪 忍 委員 野村 哲一 委員
事務局出席者の職氏名	函館市戸井支所 支所長 川手 直樹 地域振興課課長 野呂 健尚 産業建設課長 和田大丈夫 地域振興課主査 泊澤 宏一 市民福祉課長 松澤ゆかり 地域振興課主査 柴田 俊郎 教育事務所長 仲村 公志 地域振興課主任主事 館山佳代子 函館市農林水産部水産課長 大野 孝悦 水産課主任主事 福土真沙子
そ の 他	傍聴者 な し 報道関係者 北海道新聞社

**事務局（野呂課長）** それでは、ただ今から平成28年度第3回函館市戸井地域審議会を開催します。

本日の会議は、地域審議会の設置に関する規程第8条第5項の定めにより公開としております。

また、傍聴人数につきましては、会場の都合もあり20名としておりますので、この点もご了承願います。

それでは、会議開催にあたり、川手支所長からご挨拶を申し上げます。

**川手支所長** 皆さん、こんにちは。戸井支所長の川手です。

平成28年度第3回函館市戸井地域審議会開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

師走を迎え何かとお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、地域審議会は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、合併によって住民の意思が施策に反映されにくくなる懸念を払拭するために、合併町村の区域にかかる事務等に関し、市長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき、市長に意見を述べる附属機関として設置されているものでございます。

設置期間につきましては、合併後10年間としておりましたが、平成25年度に合併建設計画の計画期間を平成31年度まで5年間延長したことに伴い、地域審議会の設置期間も同様に延長となりました。

この間を振り返りますと、漁港の整備やコンブ・ウニの増産対策など、基幹産業であります漁業の振興策が重点的に取り組まれたほか、東消防署小安出張所の新築や地域のコミュニティ施設として戸井西部総合センターの整備など、厳しい財政状況の中ではございますが、合併建設計画に掲げた各種事業が概ね順調に推移してきているものと考えております。

私は、戸井支所長に就任して2年目となりますが、この地域の課題は大きく2点であると日頃考えております。

1点目は、紛れもなく地域の基幹産業である漁業の振興であり、地域が元気であるためには、主産業である漁業の振興が必須であると考えております。

もう1点は、地震や津波、さらには土砂災害などへの対応でございまして、海岸からすぐに急峻ながけ地となっている当地域に対応した防災対策が課題であると考えておりまして、今年、11月に総合防災訓練「住民参加型訓練」を戸井地域で実施する予定で取り組みを進めておりましたが、残念ながら悪天候により実現しませんでした。しかし、準備は万全に進めておりましたことから、今後、総務部と次年度の実施に向け協議を進めてまいりたいと考えているところです。

皆様には先程、地域審議会の委嘱状を交付させていただきました。

今後2年間、委員として会議に参加していただくこととなりますが、地域の代表というお立場から、戸井地域の振興発展に向けて、貴重なご意見やご提言を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

事務局（野呂課長） ありがとうございます。

次に、本日出席の委員の皆さまを事務局から、ご紹介させていただきます。

事務局（泊澤主査） （各委員氏名及び所属団体について紹介する。）

事務局（野呂課長） 次に、本日出席しています職員を川手支所長から紹介申し上げます。

川手支所長 （戸井支所，戸井教育事務所，農林水産部水産課職員の所属，役職，氏名について紹介する。）

事務局（野呂課長） 次に本日の会議の出席委員の報告を申し上げます。

委員15名中，本日は，南坪委員，野村委員が欠席しておりますので，出席委員は13名でございます。

事務局（野呂課長） それではこれより議題に入りますが，議事の進行につきましては，地域審議会の設置に関する規程第8条第2項の定めにより，会長が議長を務めることになってございますが，会長・副会長の選出までの議事を川手支所長にお願いしたいと存じますが，皆さんよろしいでしょうか。

（異議無しの声）

川手支所長 これより仮議長といたしまして，会議の進行を務めてまいりますので，よろしく願いいたします。

それでは，会議を始めます。

地域審議会の設置に関する規程，第8条第3項の過半数以上の出席要件を満たしておりますので，直ちに会議を始めます。

それでは議題の（1）「函館市戸井地域審議会の会長および副会長の選出について」事務局から説明をお願いします。

事務局（泊澤主査） それでは私の方から説明いたします。

地域審議会の設置に関する規程第7条第2項の規程により，会長および副会長は委員の互選により定めるということになってございます。

以上でございます。

川手支所長 ただ今事務局から説明がありましたとおり，会長および副会長は委員の互選となっております。

どのように選出したらよろしいか委員の皆さまにお諮りします。

**室谷委員** 推薦でよろしいかと思えます。

**川手支所長** ただ今選出方法について推薦とのご意見がありましたが、その他ご意見ございませんか。

(ありませんの声)

**川手支所長** 他にご意見が無いようなので、推薦による選出といたします。  
それではどなたをご推薦いたしますか。

**室谷委員** 今まで円滑に会議を進めていただいた、松田委員を会長に、また、松永委員に副会長を引き続きお願いしたいと思えます。

**川手支所長** ただ今室谷委員から、会長には松田委員、副会長には松永委員との推薦がありました。  
他にございませんか。

(ありませんの声)

**川手支所長** 他になければお諮りします。  
会長には松田委員を、副会長には松永委員を選出することにご意義ございませんか。

(意義なしの声)

**川手支所長** 本件は決定されました。  
ただ今会長および副会長が選出されましたので、これより会議の進行につきましては松田会長にお願いします。  
松田会長、松永副会長におかれましては、こちらの席へご移動をお願いします。

**事務局(野呂課長)** それでは、松田会長および松永副会長からご挨拶をお願いします。  
はじめに松田会長をお願いします。

**松田会長** ただ今皆様のご推薦により、会長の職をおおせつかることになりました松田でございます。

この地域審議会は、合併した平成16年12月から当初10年間という設置期間でございましたが、先程の支所長の挨拶にもありましたとおり5年間延長されまして、平成32年3月までの設置期間になりました。

今年4月には合併建設計画の執行状況の答申を行うなど、この12年間地域の振興策

について、地域の声や考え方など行政に届けることにより一定の成果がでており、地域審議会としての役割も果たしてきたものと思っております。

この度の委員の改選により、3名の方が新たに委員となりましたが、今後も委員皆様方のご意見・ご要望を地域の声として、行政へ届ける役割を担うわけですから、皆様からの積極的なご発言をいただくとともに、会議の円滑な運営につきまして、ご協力の程、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではありますが、就任の挨拶といたします。

**事務局（野呂課長）** ありがとうございます。

続いて、松永副会長お願いいたします。

**松永副会長** ただ今副会長に選任いただきました松永でございます。

地域審議会は、地域の声を行政に届けるという、大切な組織であると思っております。

委員の皆様が活発に意見交換ができるよう、松田会長を補佐しながらスムーズな議事運営に努め、委員皆様方から出されたご意見・ご提言など行政に届け、地域振興に努めて参りたいと思っておりますので、委員皆様方のご協力をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

**松田会長** それではお手元の会議次第に沿い進めてまいります。本日（3）その他において、農林水産部から函館市水産振興計画の素案について、説明を予定しているところですが、この後3時から、恵山地域審議会でも同じ説明をすることとなっていることから、先に農林水産部から説明をお願いしたいと考えております。

議事順序の変更について、ご了承願います。

それでは、大野水産課長よろしく願いいたします。

**大野水産課長** ただ今紹介のありました大野でございます。

水産行政につきまして、日頃よりご理解、また、ご支援をいただきまして、この場をお借りいたしまして改めてお礼申し上げます。

現計画は平成28年度で終了という形になってございます。それによりまして、昨年度より平成29年度からの水産振興計画を新たに作成することとなっております、準備を進めてきたところでございます。

皆さんに配付されております資料について説明させていただきます。

計画策定の趣旨、計画期間でございます。

1の計画策定の趣旨でございます。

本市は、北洋漁業やイカ釣り漁業など漁業の繁栄と衰退が第2次、第3次産業に大きな影響を及ぼしてきたという歴史を有しており、本市の産業は、漁業と第2次、第3次の産業間で経済効果が連関する構造となっております。

本市が食の産業化などによる経済の再生化を図っていくためには、漁業がその一翼を

担っていかなければならないと考えております。

しかしながら、漁業は多くの課題を抱えており、漁業への着業者が減少し、漁業者の高齢化が進行していることから、これらの課題の解消に努め、漁業経営体を確保し、漁業生産を維持していくことで、これまでと同様に他産業に産業連関効果をもたらしていくため、その指針として第2次水産振興計画を策定するものでございます。

次に、2の計画期間でございますが、現計画の計画期間は10か年でございますが、漁業を取り巻く環境の変化のスピードが速いことから、この第2次計画につきましては、平成29年度から平成33年度までの5か年としており、漁業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直すことにしたところでございます。

次に、函館市の水産業の現状につきましては、4ページから16ページに記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

次に、函館の漁業が抱える課題とその課題を解消するための施策でございます。

18ページをご覧ください。

第2次振興計画の概念図でございますが、上段の3つの丸がこの施策の柱でございます。この3つの柱である「安定した漁業経営の実現」「安全でゆとりのある漁業の実現」そして「漁業への着業意欲の喚起と着業後の定着」に関する施策を展開することによって、漁業経営体を確保し、漁業生産を維持することによって、第2次・第3次産業への産業連関効果をもたらし、ひいては、食の産業化・経済の再生、さらには漁協の経営基盤強化や漁村地域のコミュニティ機能の確保にもつなげていこうという基本的な考え方でございます。

19ページをご覧ください。

本市の漁業生産を維持し、漁業を持続可能な産業として育成していくためには、何よりも生産者である漁業経営体を確保することが必要になりますが、表に記載のとおり人口よりも早いスピードで漁業経営体が減少しておりますので、漁業経営体を確保し漁業生産を維持するための取組みとして、概念図でもご説明いたしましたが、下段の枠内に記載の「安定した漁業経営を実現すること」「安全でゆとりのある漁業を実現すること」「漁業への着業意欲を喚起するとともに、着業後の定着を図ること」の3つの施策を展開したいと考えております。

20ページをご覧ください。

施策1の安定した漁業経営を実現するためにでございますが、1漁業生産量を増やすこと、2魚価（生産者価格）を向上させること、3漁業生産コストを削減することの大きく3項目の施策を展開したいと考えております。

まず、1の漁業生産量を増やすための（1）水産資源を維持・増大させるためにでございます。

漁業は、水産資源の再生産力を活用した産業でありますことから、水産資源を維持、増大させるため、水産資源を適正に管理するとともに、この再生産力を補完する、つくり育てる漁業を推進するほか、これら水産資源を密漁から守るための施策でございます。

①水産資源の適正管理としては、N o 1 T A C制度の適正な運用、N o 2北海道海面漁業調整規則や各漁業協同組合の行使規則などで禁止している採捕のサイズや期間の遵

守, N o 3 水産物の再生産力を増進するため, 産卵礁の設置について記載しております。

②のつくり育てる漁業の推進としては, N o 4 漁協等が行う種苗放流の支援, N o 5 漁協等が放流するウニやアワビ, ナマコなどの種苗を安定的に確保するための方策の検討について記載しております。

2 1 ページをご覧ください。

N o 6 放流する種苗の生残率を向上させるための中間育成の検討, N o 7 漁協が行う種苗放流事業の効果を定量的かつ定性的に分析し, 種苗放流効果の向上, N o 8 養殖コンブの種苗生産施設や養殖施設の維持, 更新の支援, N o 9 新たな種苗放流対象の魚種の検討とその種苗生産や効果的な放流の方法の研究, N o 1 0 国際水産・海洋総合研究センターや道立工業技術センターの学術研究機関・企業の研究成果を活用した, つくり育てる漁業の推進, N o 1 1 ユビキタスブイで観測した水温や流向, 流速, 塩分濃度のデータを解析することによる, 本市沿岸域の海洋環境の変化の把握と様々な事象の原因究明, N o 1 2 陸域からの影響を受けやすい沿岸域の水質のモニタリングについて記載してございます。

③の密漁防止としては, N o 1 3 渡島管内密漁防止等対策協議会での啓発活動と海上保安部, 警察との連携によるパトロールの強化について記載してございます。

2 2 ページをご覧ください。

(2) 生産効率を向上させるためにでございます。

漁業生産基盤である漁場や漁港の整備, 船揚場の機能の維持, 海洋環境の観測データを有効に活用し, 生産効率の高い漁業生産活動を実現するための施策でございます。

①の漁場としては, N o 1 4 水産資源の蛸集効果を高める魚礁の設置, N o 1 5 天然マコンブが着生しやすい環境を確保するための雑海藻の駆除, 増殖礁の設置, N o 1 6 ウニの育成に適した環境を確保するための増殖礁の設置について記載しております。

②の漁港としては, N o 1 7 老朽化した漁港施設の維持, 補修, N o 1 8 漁港での陸上作業や漁獲物の品質向上のための風, 雨, 雪を遮蔽する施設の整備, N o 1 9 台風等の自然災害に強い漁港の整備について記載してございます。

③の船揚場としては, N o 2 0 老朽化が著しい市管理の船揚場の維持補修, N o 2 1 市管理の船揚場が高波で被災した場合の早期復旧について記載しております。

④の海洋環境観測データの有効活用としては, N o 2 2 ユビキタスブイで観測したデータのリアルタイムでの配信を記載してございます。

2 3 ページをご覧ください。

次に, 2 の魚価(生産者価格)を向上させるために(1)需給バランスによる相場変動の影響を低減させるためにでございます。

魚価の相場は, 需要と供給のバランスで形成され, 基本的には漁業生産者が決定できないことから, この影響を低減させるため, 魚介類の需要の喚起や新たなマーケットの開拓, 他産地との差別化, ブランド化を推進するための施策でございます。

①の魚介類の需要の喚起, 消費の拡大としては, N o 2 3 魚介類の美味しい食べ方を知ってもらうための機会として, 料理教室の開催など, N o 2 4 学校給食で函館産水産物を原料とした食材の活用を記載してございます。

②の新たなマーケットの開拓としては、N o 2 5 大消費地の実需者や他都市の学校給食会へのプロモーションの実施、N o 2 6 水産物の消費が一貫して伸びている海外におけるマーケットの開拓の研究について記載してございます。

③の他産地との差別化としては、N o 2 7 漁獲物の鮮度保持や衛生管理を促進し、クオリティの高い水産物を出荷することで産地としての信頼の確保について記載してございます。

2 4 ページをご覧ください。

④のブランド化の推進としては、N o 2 8 本市のネームバリューの高さと函館産水産物のクオリティの高さのPRによるブランド化を記載してございます。

次に、3の「漁業生産コストを削減するために」としての「(1) 漁業生産コストに占める割合が高い燃料費を削減するために」でございます。

漁業は燃料の使用量が多く、生産コストに占める割合が高いことから、この燃料費を削減するために、省エネタイプの船外機などへの転換を促進するための施策としまして、N o 2 9 漁業用機械等購入資金貸付金の貸付や漁業近代化資金の利子補給による省エネタイプに転換する際の漁業者への負担の軽減、N o 3 0 国際水産・海洋総合研究センターや道立工業技術センターなどの学術研究機関、企業との連携による、省エネタイプの乾燥設備の開発について記載してございます。

2 5 ページをご覧ください。

施策2の安全でゆとりのある漁業を実現するためにでございますが、1 海岸事故を防止するとともに、事故発生時の救助活動を迅速に行うこと、2 漁業生産活動を省力化することの大きく2 項目の施策を展開したいと考えております。

まず、1 の海難事故を防止するとともに、事故発生時の救助活動を迅速に行うための(1) ライフジャケットの着用を促進するためにでございますが、小型船舶に乗船する場合はライフジャケットの着用が義務付けられたことから、N o 3 1 漁協との連携による意識啓発について掲載してございます。

(2) 漁船事故を防止するためにでございますが、漁船事故を未然に防止するために、N o 3 2 漁協との連携による安全操業の意識啓発の促進について記載しております。

(3) 海難事故発生時の救助活動を迅速に行うためにでございますが、海難事故発生時には、要救助者の生命を守るためにも迅速な救助活動が必要となることから、海上保安部と警察の連携は当然ですが、漁業者で組織するボランティア団体である水難救難所の活動を促進するため、N o 3 3 水難救難所の交付金の交付について記載してございます。

2 6 ページをご覧ください。

2 の漁業生産活動を省力化するためにの(1) 協業化や作業の機械化などを促進するためにでございますが、本市の漁業は、個人経営体が大半を占めており、漁業者やその家族の負担が大きいことから、この負担を軽減するため、N o 3 4 個人経営体同士の協業化を可能とする方策の検討、N o 3 5 漁業用機械等購入資金貸付金の貸付や漁業近代化資金の利子補給による機械等の導入時の漁業者等の負担の軽減、N o 3 6 国際水産・海洋総合研究センターや道立工業技術センターなどの学術研究機関、企業との連携によ

る漁労作業の機械化の取組みについて記載しております

27ページをご覧ください。

施策3の漁業への着業意欲を喚起するとともに、着業後の定着を図るためにですが、1漁業生産活動を行ううえで必要な資格の取得や技術の習得をしやすい環境をつくること、2漁船や設備の取得をしやすい環境をつくること、3経営が軌道に乗るまでの生活を安定させることの大きく3項目の施策を展開したいと考えております。

28ページをご覧ください。

資料には記載していませんが、漁業者の多くは漁業経営が不安定であることを理由に、自分の子供には後を継がせたくないと考えておりますが、漁業に関係のない仕事をしている方や定年退職した方の中には、漁業をやってみたいと考えている方が潜在的にいると考えております。

ただ一方で、いろいろな阻害要因があると考えておりますので、この阻害要因を解消し漁業への着業意欲を喚起したいと考えております。

具体的には、No37からNo41までの取組みでございますが、船舶の操縦免許の取得や技術の習得、漁船や設備を取得する際の経済的な負担の軽減や地域の受入体制の構築、経営が軌道に乗るまでの生活費の支援など阻害要因を解消するための新制度について検討したいと考えております。

最後に喫緊の課題を解消するためにでございます。

30ページをご覧ください。

重点施策1の本市へのイカの水揚量を確保するためにでございます。

近年、本市へのイカの水揚量が減少しておりまして、水産物地方卸売市場の取扱量が平成17年度と平成27年度を比較しますと生鮮イカが3,825トン58.9%の減、冷凍イカが8,067トン43.6%の減、合計で11,892トン47.6%の減となっております。

スルメイカの漁獲量の減少は、地球温暖化に伴う海洋環境の変化が起因していると思われる資源量の変動、産卵の時期や場所、回遊ルートの変化などが要因としてクローズアップされておりますが、漁獲圧（漁船）の減少による影響もあると考えております。

スルメイカもTACの対象魚種であります。水産庁が設定しております漁獲可能量と漁獲実績を比較しますと、表に記載のとおり漁獲実績が漁獲可能量を大幅に下回っております。

この数字だけを見ますと、資源に影響を及ぼすだけの漁獲実績が無いのが実態ではないのかと考えているところでございます。

31ページをご覧ください。

実際にイカ釣り漁業の許可を受けている漁船が減少しております。

函館渡島いか釣り漁業協議会によりますと、燃油が高騰したときに廃業した漁船もありましたが、近年は乗組員を確保し操業することができなくて廃業、休業している漁船が多くなってきているということでございます。

乗組員の確保につきましては、カツオやマグロ漁業の団体も水産庁に要望しておりますが、乗組員を確保できる環境を作らなければイカ釣り漁船、特に沖合の中型漁船の減

少には歯止めをかけることができないと考えております。

具体的には、1のイカ釣り漁船の減少を抑制するためにの(1)イカ釣り漁船の乗組員を確保し操業することができる環境をつくるためにでございますが、No42乗組員を確保するための待遇改善の支援制度の創設について検討したいと考えております。

No43外国人労働力の活用に向けた対策について国に要望することも検討したいと考えております。

32ページをご覧ください。

重点施策2の漁業協同組合の経営を安定させるためにでございます。

資料には記載しておりませんが、漁協は信用事業や共済事業、購買事業、販売事業などを行っておりますが、この内販売事業が組合員の出荷した水産物の販売受託手数料でございまして、漁協経営上最も重要な事業でございます。

しかしながら、組合員である漁業経営体が減少しているほか、その漁業経営体の減少や海洋環境の変化などから漁協への出荷が減少し、漁協の経営は不安定で厳しい状況が続いておりますので、1の組合員である漁業経営体の減少を抑制するとともに、漁業生産高を安定させるために先程ご説明いたしましたNo1からNo43までの施策に取組もうとするものであります。

2の新たな収入源を確保するためにでございますが、No44漁協が新たな収入源を確保するための自営漁業への取組みを促進するため、リスクを軽減するための支援制度について検討したいと考えております。

函館市水産振興計画第2次素案の説明は以上でございます。なお、この計画につきましては、今週11月28日からの30日間パブリックコメントを行っております。

以上でございます。

**松田会長** 説明が終わりました。

皆さん、ご意見、ご質問などございませんか。

なお、発言される方はご起立のうえ発言をお願いします。

**松田会長** 時間もあまりありませんが、島本委員代表して何かありませんか。

**島本委員** 最近、大学の教授を呼んで話を聞いたが、近年コンブが生えない状況であるが、中国では、国を挙げて種苗の研究がかなり進んでいるようだ。

北海道でも南茅部のコンブや三石などがあるが、これらを組み合わせた種苗が出来ることはできるが、戸井地域の本場折りの種が無くなってきているので、種苗の保存方法を研究して可能であるが、施設が無く、かなり大きな施設が必要だとのことなので、漁組単独ではこういう施設は建設できないので、市の方で検討してもらうことは可能か。

**大野課長** 要望として受けて行きたいと思えます。

現在、コンブの種苗施設は漁協が整備し事業費に対して市が支援するという立場で進めておりまして、組合が独自で運営されている状況でありますけれども、今、島本委員

が言っていたとおりコンブについて、いろいろな環境変化による被害などがあったことから、ここ2年位前から函館水産試験場や北大水産学部の方に、いろんな研究について委託などしてやってきています。

今後、こういった面において施設が必要な場合には、いろいろ検討させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

**松田会長** 課長時間ですね。

**大野課長** 先程説明いたしました但、パブリックコメントということで、市民の声を聞く機会を設けておりますので、忌憚のないご意見をいただければ大変たすかりますので、今後ともよろしく願ひいたします。

今日はありがとうございますした。

**松田会長** 皆さん、この水産振興計画について後程ゆっくり見ていただいて、次の機会でも発言していただければと思っております。

よろしいでしょうか。何か他にありますか。

(ありませんの声)

**松田会長** それでは、議題の(2)地域振興全般に関する意見交換でございます。

皆さん地域振興に関して、ご意見やご提言等ありましたらフリートークでも構いませんので、どうぞご意見をお願いいたします。

**松田会長** その他、事務局から何かありますか。

**野呂課長** 企画部から「函館市過疎地域自立促進市町村計画」の一部変更について資料が提出されておりますので、ご説明させていただきます。

この過疎計画につきましては、本年3月に議会の議決を得て策定し、7月の地域審議会において企画部からご説明をさせていただいたところですが、本年8月に、財務部において、市内の全ての公共施設の管理に関する基本方針を定めた「函館市公共施設等総合管理計画」を策定したところであり、この総合管理計画を策定した場合は、過疎計画に位置付けるよう、総務省から通知があったことから、当市の過疎計画の一部を変更したものです。

具体的な変更箇所は、お手元の新旧対照表をご覧ください。

1ページ目に記載しております今後の人口の見通しに関するグラフの追加と、次のページの総合管理計画との整合性を図る旨の文章の追加の2点となっております。

今回の変更内容についてご不明な点がありましたら、私の方で企画部の代わりにご説明を申し上げますので、この場でなかなか回答することもできないものですから、

地域振興課で一旦お預かりして、企画部に確認して次回の地域審議会で回答したいと思いますので、よろしくをお願いします。

**松田会長** ただ今、過疎計画の一部変更について説明がありましたが、何かご質問等ありませんか。

(ありませんの声)

**松田会長** それでは無いようなので、他に事務局何かありますか。

**事務局（泊澤主査）**

皆さまに、前回平成28年度第2回の会議録を配布してございますので、後程ご覧いただきたいと思えます。以上です。

**松田会長** 以上で本日の日程は、全て終了しました。

次回の会議は、3月の予定ですが日程や議案については、正副会長に一任願います。よろしいでしょうか。

(はいの声)

ありがとうございました。以上をもちまして会議をおわります。

会議顛末を記載し相違ないことを証するために、ここに署名する。

会 長

副会長

